

生食発 0225 第 1 号
令和 2 年 2 月 25 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 41 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬アフィドピロペン、農薬オキスポコナゾールフマル酸塩、動物用医薬品及び飼料添加物サリノマイシン、農薬フルアジナム並びに農薬フルベンジアミドについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品中の農薬等の残留基準値は、告示の日から起算して 6 月を経過した日から適用すること。

農薬等	食品
オキシポコナゾールフマル酸塩	すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、びわ、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びその他の果実
サリノマイシン	牛の肝臓、豚の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
フルアジナム	小麦、かぶ類の葉、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、ねぎ（リーキを含む。）、にら、アスパラガス、その他の野菜、その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ぶどう、かき、キウイー、キウイー（果皮を含む。）及びパイナップル
フルベンジアミド	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウイー及びキウイー（果皮を含む。）

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、サリノマイシンは、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物

質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。

(2) 今回残留基準値を設定するアフィドピロペンとは、アフィドピロペンのみとすること。

(3) 今回アフィドピロペンについて残留基準値を設定した食品のうち、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」とは、アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル又はカンゾウの根又は根茎をいうこと。

(4) 今回残留基準値を設定するオキスポコナゾールフマル酸塩とは、オキスポコナゾールフマル酸塩、オキスポコナゾールをオキスポコナゾールフマル酸塩に換算したもの及び代謝物 U【4,4-ジメチル-1,3-オキサゾリジン-2-オン】をオキスポコナゾールフマル酸塩に換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、オキスポコナゾールフマル酸塩のみであること。

「日本なし」、「西洋なし」、「ネクタリン」及び「ぶどう」に設定されているオキスポコナゾールフマル酸塩の残留の規制対象については、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとすること。

(5) 今回残留基準値を設定するサリノマイシンとは、サリノマイシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(6) 今回残留基準値を設定するフルアジナムとは、農産物にあつては、フルアジナムのみとし、畜産物の筋肉及び脂肪にあつては、フルアジナム、代謝物 D【4-クロロ-6-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)- α , α , α -トリフルオロ-5-ニトロ-*m*-トルイジン】及び代謝物 E【4-クロロ-2-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジルアミノ)-5-トリフルオロメチル-*m*-フェニレンジアミン】の和とし、畜産物の肝臓、腎臓及び食用部分、並びに乳にあつては、フルアジナム、代謝物 D（抱合体を含む。）及び代謝物 E（抱合体を含む。）の和とすること。ここで言う抱合体は、塩酸を加えて 37°C1 時間で加水分解される硫酸抱合体であること。なお、改正前の残留の規制対象は、フルアジナムのみであること。

「牛の筋肉」、「牛の肝臓」、「牛の腎臓」、「牛の食用部分」及び「乳」に設定されているフルアジナムの残留の規制対象については、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとすること。

(7) 今回残留基準値を設定するフルベンジアミドとは、フルベンジアミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない

こと。

2 その他

法に基づく食品中の農薬の残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬オキスポコナゾールフマル酸塩、農薬フルアジナム及び農薬フルベンジアミドに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬アフィドピロペン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.01	
ばれいしょ	0.01	
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
かんしょ	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.01	
その他のいも類	0.01	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 5	
かぶ類の葉	○ 5	
クレソン	○ 5	
はくさい	○ 0.5	
キャベツ	○ 0.5	
芽キャベツ	○ 0.5	
ケール	○ 5	
きょうな	○ 5	
チンゲンサイ	○ 5	
カリフラワー	○ 0.5	
ブロッコリー	○ 0.5	
その他のあぶらな科野菜	○ 5	
エンダイブ	○ 2	
しゅんぎく	○ 2	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 2	
その他のきく科野菜	○ 3	
パセリ	○ 2	
セロリ	○ 3	
その他のせり科野菜	○ 3	
トマト	○ 0.2	
ピーマン	○ 0.2	
なす	○ 0.2	
その他のなす科野菜	○ 0.2	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.7	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.7	
しろうり	○ 0.7	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.7	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.7	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.7	
その他のうり科野菜	○ 0.7	
ほうれんそう	○ 2	
オクラ	○ 0.2	

農薬アフィドピロペン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しょうが	0.01	
その他の野菜	○ 3	
みかん（外果皮を含む。）	○ 0.2	
なつみかんの果実全体	○ 0.2	
レモン	○ 0.2	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.2	
グレープフルーツ	○ 0.2	
ライム	○ 0.2	
その他のかんきつ類果実	○ 0.2	
りんご	○ 0.02	
日本なし	○ 0.02	
西洋なし	○ 0.02	
マルメロ	○ 0.02	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.02	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.03	
ネクタリン	○ 0.03	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.03	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.03	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.03	
その他の果実	○ 0.2	
綿実	○ 0.08	
くり	0.01	
ペカン	0.01	
アーモンド	0.01	
くるみ	0.01	
その他のナッツ類	0.01	
その他のスパイス（根又は根茎に限る。）	0.01	
その他のハーブ	○ 5	

農薬オキシポコナゾールフマル酸塩（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すいか	●	2
メロン類果実	●	2
まくわうり	●	2
みかん	—	0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	—
なつみかんの果実全体	● 2	5

農薬オキサポコナゾールフマル酸塩（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
レモン	● 2	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 2	5
グレープフルーツ	● 2	5
ライム	● 2	5
その他のかんきつ類果実	● 2	5
りんご	● 1	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	●	2
びわ	●	2
もも		2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	● 1	5
すもも（プルーンを含む。）	● 0.7	5
うめ	● 1	5
おうとう（チェリーを含む。）	● 2	5
いちご	●	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実	●	5
ぶどう	5	5
かき	●	2
バナナ	●	2
キウイ	●	2
パパイヤ	●	2
アボカド	●	2
パイナップル	●	2
グアバ	●	2
マンゴー	●	2
パッションフルーツ	●	2
なつめやし	●	5
その他の果実	●	5
その他のスパイス	○ 10	5

動物用医薬品及び飼料添加物サリノマイシン（抗生物質、抗コクシジウム剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	● 0.1	0.4
豚の肝臓	● 0.1	0.2
牛の腎臓	● 0.02	0.5
豚の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	● 0.2	0.5
豚の食用部分	0.1	0.1
鶏の筋肉	● 0.02	0.1
その他の家きんの筋肉	● 0.02	0.1
鶏の脂肪	● 0.2	0.4
その他の家きんの脂肪	○ 0.2	0.1
鶏の肝臓	● 0.2	0.5
その他の家きんの肝臓	● 0.2	0.5
鶏の腎臓	● 0.04	0.5
その他の家きんの腎臓	● 0.04	0.5
鶏の食用部分	● 0.2	0.5
その他の家きんの食用部分	● 0.2	0.5
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

農薬フルアジナム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	● 0.05	0.1
小豆類	0.1	0.1
らっかせい	0.05	0.05
ばれいしょ	0.1	0.1
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.1	0.1
かぶ類の根	0.05	0.05
かぶ類の葉	● 0.05	0.1
はくさい	● 0.05	0.1
キャベツ	● 0.05	0.1

農薬フルアジナム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
芽キャベツ	● 0.05	0.1
こまつな	0.05	0.05
きょうな	0.05	0.05
チンゲンサイ	● 0.05	0.1
カリフラワー	● 0.05	0.1
ブロッコリー	0.1	0.1
その他のあぶらな科野菜	● 0.05	0.1
ごぼう	○ 0.2	0.05
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	● 0.05	0.1
たまねぎ	○ 0.2	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.05	0.1
にら	● 0.05	0.1
アスパラガス	● 0.05	0.1
その他のゆり科野菜	○ 5	2
にんじん	0.3	0.3
その他のなす科野菜	0.3	0.3
その他の野菜		5
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	5	
みかん		0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	● 0.2	0.5
日本なし	● 0.2	0.5
西洋なし	● 0.2	0.5
びわ		0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	
もも		0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	0.7	
ネクタリン	0.05	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.05	0.05
うめ	● 0.1	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.05	0.5

農薬フルアジナム（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
いちご	0.05	0.05
ブルーベリー	○ 4	0.1
クランベリー	○ 4	
ハuckleベリー	○ 4	
その他のベリー類果実	○ 4	
ぶどう	● 0.05	0.5
かき	● 0.3	0.5
キウイ		0.5
キウイ（果皮を含む。）	3	
パイナップル	● 0.05	0.5
グアバ	○ 4	
その他の果実	0.05	0.05
茶	5	5
その他のスパイス	10	10
牛の筋肉	0.01	
牛の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
乳	0.01	

農薬フルベンジアミド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
そば	10	10
大豆	1	1
小豆類	1	1
えんどう	1	1
そら豆	1	1
その他の豆類	1	1
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10

農薬フルベンジアミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	25	25
西洋わさび	0.3	0.3
はくさい	5	5
キャベツ	4	4
芽キャベツ	4	4
ケール	20	20
こまつな	20	20
きょうな	20	20
チンゲンサイ	5	5
カリフラワー	4	4
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	20	20
ごぼう	0.05	0.05
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
その他のきく科野菜	○ 3	
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
アスパラガス	1	1
にんじん	0.3	0.3
セロリ	10	10
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.5	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	1	
その他のうり科野菜	2	2
オクラ	2	2
しょうが	0.05	0.05
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	

農薬フルベンジアミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	1	1
日本なし	0.8	0.8
西洋なし	0.8	0.8
マルメロ	0.8	0.8
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 2	
もも		0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ブルーベリー	2	2
ぶどう	2	2
かき	○ 0.8	0.7
キウイー		0.05
キウイー（果皮を含む。）	2	
その他の果実	0.1	0.1
綿実	2	2
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	50	50
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	25	25
牛の筋肉	2	2
豚の筋肉	2	2
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	2	2

農薬フルベンジアミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の脂肪	2	2
豚の脂肪	2	2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	2	2
牛の肝臓	1	1
豚の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	1	1
牛の腎臓	1	1
豚の腎臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1
牛の食用部分	1	1
豚の食用部分	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	○ 0.05	
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

脚注

※○：令和2年2月25日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年8月25日適用（基準値を引き下げる品目）

- 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、サリノマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。